

# 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記事項以外は下記を準拠する。

安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領

工事請負契約書

愛知県建設局発行土木工事標準仕様書

関係法令及び諸工事基準

(公表歩掛の参考明示)

第2条 この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。

なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目		中項目		適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示		
I	工法関係	①	工事施工関係		1	工法指定	指定工種及び工法 工法指定する理由			
					2	仮設工事	仮設工法 仮設工法選定条件			
					3	仮設備	仮設備の構造 仮設備の施工方法 仮設備の設計条件			
					4	薬液注入	設計の前提条件 施工区分 材料種類 施工範囲 削孔本数及び延長 注入量及び注入圧 周辺環境調査の内容			
				○	5	現場発生品	品名・規格・数量 引渡場所・運搬先 再使用の有無	置きガードレール基礎 L=23.0m ガードレール L=24.5m 後日監督員から指示 有		
					6	支給品及び貸与品	品名・規格・数量 品質・性能 引渡場所・運搬距離			
					7	部分使用	部分使用箇所 部分使用時期 部分使用目的			
					8	振動測定	振動測定			
			②	工事用道路	○	1	一般道の使用	搬入経路 搬出経路 使用期間 使用時間帯 使用中・使用後の処置内容	工事期間中 道路管理者と協議	
					2	仮道路	仮設道路の構造 安全施設等の設置内容 安全施設等の設置期間 工事終了後の存置・撤去 維持補修の内容			
			③	関係品質		1	品質管理	品質管理に関する条件		

II	工程関係	①	関連工事	1	関連工事	関連する工事名及び発注者			
						関連する工事内容			
						調整結果内容			
						施工に係る条件			
				2	公共補償工事等 他管理者協議	管理者名			
						協議結果内容			
						施工に係る条件			
						協議成立見込時期 (未了の場合)			
				3	占用支障物件協議	占用支障物件名			
						協議結果内容			
						施工に係る条件			
						協議成立見込時期 (未了の場合)			
		占用支障物件名							
		協議結果内容							
		施工に係る条件							
		協議成立見込時期 (未了の場合)							
		②	関係機関	○	1	交差協議等	協議機関名	国土交通省、愛知県公安委員会	
							協議結果内容		
							施工に係る条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道で車両通行止めを行う場合は、夜間施工とすること</li> <li>・舗装工は、同日の表層開放を行うこと</li> <li>・区画線工において、即日の復旧ができない場合は、仮ライン等の簡易な標示を行うこと</li> <li>・置きガードレールの撤去後は、バリケード等の安全施設を配置すること</li> <li>・関係機関への案内文を作成すること</li> <li>・施工計画、保安設備図、工程表等を作成し、協議を行うこと</li> </ul>	
							協議成立見込時期 (未了の場合)		
○	2			地元調整	調整結果内容				
					施工に係る条件	交通規制等の案内文を作成すること			
○	3			法令等手続き	手続き先機関	消防署、清掃事業所			
					協議結果内容				
					施工に係る条件	交通規制に関する届出を行い、監督員に報告すること			
					協議成立見込時期 (未了の場合)				
III	用地関係			①	用地関係	1	借地	場所及び範囲	
								時期及び期間	
		使用条件							
		復旧方法							
		工事に必要な土地の借地料							
		2	工事用地の復旧			場所及び範囲			
						時期及び期間			
						使用条件			
						復旧方法			
		3	事業損失防止調査			事前・事後調査の区分			
						調査時期			
						調査方法			
						調査項目			
		4	立木伐採			対象範囲			
						処理方法			

IV	安全策関係	①	安全策関係	1	交通安全施設	指定内容			
						指定期間			
				2	近接施工	近接する施設			
						施工方法・作業時間帯等			
				○	3	交通誘導警備員等の配置 A・・・公安委員会の 検定合格者 B・・・資格者以外	該当路線名	国道23号	
							配置位置	交通規制区間	
							配置人数	夜間:4人、昼間:2人	
							時間	夜間:21:00~5:00(関係機関との協議で決定) 昼間:9:00~17:00	
							交代要員	有	
							期間	8日	
備考	国道の工事は、交通誘導警備員A(検定合格者)を最低1名配置すること								
交通誘導警備員配置図									
交通誘導警備員配置期間算出表									
V	建設副産物	①	建設発生土	1	建設発生土の利用	搬入元利用方法			
						数量			
						土質区分			
						片道運搬距離			
						備考			
						現場利用条件	土質試験 項目 箇所・数 土質改良 仮置場		
				2	建設発生土の搬出	搬出先			
						数量			
						土質区分			
						片道運搬距離			
		備考							
		搬出先受入条件	土質試験 項目 箇所・数 土質改良 仮置場 搬出先詳細及び経路						
		②	建設廃棄物	○	1	建設廃棄物の処理	建設廃棄物の種類	濁水処理	
							数量	295.8L	
							処理等施設の名称	中間処理施設	○
							片道運搬距離	60.0km以下	
				○	1	建設廃棄物の処理	建設廃棄物の種類	アスファルト殻	
							数量	13.6m3	
処理等施設の名称	中間処理施設						○		
片道運搬距離	10.5km以下								
処理方法受入条件等									
VI	資料の確認	①	資料の確認	1	地質調査報告書の貸与				
				2	測量成果簿の貸与				
				3	用地境界杭の確認資料提示				
				4	測量基準点の確認資料提示				
				5	地下埋設物の確認資料提示				
				6	設計委託成果の貸与				

Ⅶ	その他	①	その他	1	調査・試験等に対する協力	施工合理化調査	
				2	工事施工後にしか設計数量が定まらない工種	法枠工及び法面整形工 既成杭工 運搬処理工(廃棄物)	

(工程表)

第4条 安城市工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合(兼務工事)は、現場代理人等届の添付書類として、兼務届及び工程表を添付すること。

(監督員)

第5条 標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と読替えるものとする。

(予定週工程の報告)

第6条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出すること。

(建設副産物の報告)

第7条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の提出は不要とする。

(県産品の優先使用)

第8条 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に努めるものとする。

(施工計画書記載省略項目の記載指示)

第9条 施工計画書の記載省略項目の内、施工方法及び施工管理計画については、施工計画書に記載しなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(電子納品)

第11条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとし、手順書に記載の

ない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(現場精査)

第12条 現地踏査、測量等により設計図書との精査を行い、その結果を監督員と協議したうえで工事に着手すること。

(公共基準点)

第13条 公共基準点の付近で工事を施工する場合は、適切に管理保全すること。

(工事抑制期間)

第14条 国道の工事は、令和3年3月の施工を控えること。

(舗装状況調査)

第15条 舗装状況調査は、舗装下の陥没状況を確認するものとし、令和3年5月末までに実施すること。また、調査結果を監督員に報告し、監督員と国土交通省の協議後に舗装工事を行うこと。

(アスファルト殻の運搬)

第16条 撤去したアスファルトは、一旦受注者の土場等に仮置きし、後日処理施設へ運搬することを想定している。なお、運搬距離の変更は行わない。

(人力埋戻し)

第17条 人力埋戻しは、調整池周囲の緑地帯の陥没箇所に碎石を補充するものである。埋戻し箇所は、後日監督員との立会で決定する。